

令和7年1月（第5回）経営協議会議事要旨

日 時 令和7年1月29日（水）13時29分～15時25分

場 所 本部棟第一会議室（ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を併用）

出席者 13／15

（学外委員）板東久美子、松尾泰樹、中村正芳、川崎誠治、水田美由紀、松田正己、
加藤貞則の各委員

（板東久美子委員及び松尾泰樹委員は、ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を使用して出席）

（学内委員）那須保友（学長）、三村由香里（理事）、菅 誠治（理事）、前田嘉信（理事）、
袖山禎之（理事）、阿部匡伸（理事）の各委員

欠席者

（学外委員）伊東香織、梶谷俊介の各委員

（学内委員）なし

陪席者

松本光雄監事、小原真紀子監事、竹内哲也総務・企画部総務課長

○ 議事要旨の確認

令和6年11月開催（第4回）の議事要旨（案）について、原案のとおり承認された。

○ 議事

1 審議事項

（1）第4期中期計画の変更について

三村理事から、資料1に基づき、令和7年度における医学部医学科の臨時的な入学定員の増員（地域枠7名）に関する第4期中期計画別表1（学部、研究科等及び収容定員）の変更について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件は、役員会（臨時持ち回り開催）における審議を経て、1月31日（金）までに文部科学省あてに変更手続きを行うこととした。

（2）令和6年人事院勧告への対応について

三村理事から、資料2に基づき、令和6年人事院勧告への対応については、人件費影響額が前年度比2倍以上（約9億円）に上ることや、病院の業績不振に伴う法人全体の財務状況悪化の現状を踏まえて、慎重に検討を重ねていたところであるが、国の施策として賃上げが推進されていること、教職員の生活水準維持の必要性、若手を含めた優秀な人材確保等の様々な観点から、俸給表（全体平均+3.0%）については令和6年4月1日に遡及、賞与（+0.10月分／年）については令和6年12月期に遡及の上、人事院勧告に準拠して改訂する旨の提案があった。

また、令和7年度以降に影響する人事院勧告（給与制度のアップデート）のうち、

俸給の大括り化については、俸給表改正に密接に関わることから直ちに準拠することとし、その他（通勤手当の引き上げや地域手当の見直し等）の勧告については、本学の給与制度として適切であるか引き続き慎重に検討の上、3月の本会議に諮る方針である旨の説明があった。

次に、袖山理事から、本学の財務状況（令和6年度運営費収支見込額、そこから人事院勧告に準拠した場合の人件費影響額を差し引いた差引残高の見込、令和7年度運営費当初予算見込等）を踏まえた、人事院勧告に完全準拠した上での安定的な法人経営の見通しについて、説明があった。

続いて、前田理事から、病院の中期的な収支見込について、新規入院患者数の順調な伸長等の要因から、2025年から2026年にかけて赤字が概ね解消し、その後、黒字化が進むと見込まれる旨の説明があった。

再び、袖山理事から、余裕金（寄付金）の期末残高見込みの今後の推移等に係る説明がなされ、中期的には、病院の業績回復を前提とした余裕金の残高回復が見込まれることから、少なくとも、今年度において人事院勧告へ完全準拠したとしても、本学の財務に大きな影響を与えることなく、円滑な法人経営ができると判断している旨の説明があった。

以上を踏まえて審議の結果、原案のとおり承認された。

（3）諸規則の改正について（人事院勧告対応）

三村理事から、資料3に基づき、令和6年人事院勧告への対応並びに法令順守及び人材確保を目的とした非常勤職員に係る給与改定への対応のため、以下の規則等の一部改正について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

【規則】

（1）国立大学法人岡山大学職員給与規則

- 1 社会情勢に鑑み、昇給基準を改定するため。
- 2 社会情勢に鑑み、期末手当の支給割合を改定するため。
- 3 社会情勢に鑑み、俸給表を改定するため。

（2）国立大学法人岡山大学役員給与規則

- 1 社会情勢に鑑み、役員の俸給月額を改定するため。
- 2 社会情勢に鑑み、期末特別手当の支給割合を改定するため。
- 3 社会情勢に鑑み、非常勤役員手当を改定するため。

（3）国立大学法人岡山大学年俸制適用職員給与規則

社会情勢に鑑み、年俸額を改定するため。

（4）国立大学法人岡山大学非常勤職員就業規則

- 1 社会情勢に鑑み、時間給を改定するため。
- 2 社会情勢に鑑み、基本給を改定するため。

（5）国立大学法人岡山大学再雇用職員就業規則

- 1 社会情勢に鑑み、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため。
- 2 社会情勢に鑑み、俸給表を改定するため。

(6) 国立大学法人岡山大学契約職員就業規則

社会情勢に鑑み、外国人研究員俸給月額表を改定するため。

(4) 国立大学法人岡山大学期末特別手当取扱要項の改正について

三村理事から、資料4に基づき、より適切にかつ総合的に役員の評価を期末特別手当に反映する目的で、国立大学法人岡山大学期末特別手当取扱要項の別紙「業績勘案率換算表」の全面改定について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(5) 国立大学法人岡山大学役員等退職手当取扱要項の改正について

三村理事から、資料5に基づき、より適切にかつ総合的に役員の評価を期末特別手当に反映する目的に加え、令和4年度から役員の年度評価が廃止されたことに伴う個人業績勘案率の取扱いを変更するため、国立大学法人岡山大学役員等退職手当取扱要項の一部改正（別紙「業績勘案率換算表」の全面改定を含む。）について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

(6) 令和7年度国立大学法人岡山大学予算編成方針（案）について

袖山理事から、資料6に基づき、令和7年度は第4期中期目標期間の4年目であり、国の運営費の配分ルールに大きな変更はなく、本学としても中期目標・中期計画の着実な実現を目指すことに変更ないことから、本案については、前年度から構成上の変更等は行っていないこと、一方で、諸物価上昇、人件費増大等の社会的情勢を要因とする厳しい財務状況を踏まえた支出削減や多様な収入の確保・増大等の取組を進める必要性の観点から、前年度版に対して、一定程度の加筆・修正を行った旨の原案の説明があり、審議の結果、承認された。

なお、本件は、2月開催の役員会において審議することとした。

また、令和7年度学内予算（案）については、3月開催の経営協議会及び役員会において審議することとした。

2 報告事項

(1) 令和6年度役員評価（学長・監事）について

三村理事から、資料7に基づき、学長及び監事の令和6年度役員評価実施に係る評価方法、評価スケジュール及び評価結果の取扱い等についての概要説明に加えて、評価基準（5段階）及びその判断基準の改善のため改定を行った旨の説明があり、学外委員に対し、2月25日（火）までに学長及び監事に係る役員評価の実施いただくよう、依頼があった。

(2) 大学病院経営 現状と今後について

前田理事から、資料8に基づき、①備えるべき2つの「大波」として医師の働き方改革に伴う超過勤務手当と人事院勧告への対応に伴う人件費の増加が挙げられること、②支出増加の要因、③全国国立大学病院における債務償還額の推移を含めた慢性的な

赤字状況、④EBITDA（イービットディーイー／収入を上げる力）と入院診療収益から見る本学の状況、⑤医療機関別係数の推移、⑥戦略的・計画的設備投資と病床管理の状況、⑦DX推進の状況、⑧医薬品の中四国大学病院による共同価格交渉、⑨人材の適正配置等について、報告があった。

委員から、他大学と比較して事務職員に係る病床当たり人件費が高いことの要因について質問があり、前田理事から、医療事務従事者について外部委託せず、直接雇用していることも一因である旨の説明があった。

（３）令和７年度予算の伝達について（令和６年度補正予算を含む）

袖山理事から、資料９に基づき、文部科学省から伝達のあった令和７年度予算及び令和６年度補正予算について、文部科学省予算（全体）及び国立大学関係予算の概要（主な事項）の説明があった。

次に、本学への予算の伝達状況について、運営費交付金伝達総額が１６６．２億円（対前年度▲０．７億円）であり、主な増減要因の報告があった。

特に、成果を中心とする実績状況に基づく配分の状況については、前年比約１．２億円増と改善した旨の発言があった。

（４）統合報告書２０２４の発行について

三村理事から、資料１０に基づき、Pay it Forward（恩送り）と題した岡山大学統合報告書２０２４（通算第６号）の発行について報告があった。この統合報告書をもって、多様なステークホルダーとの対話を活発化する機会とし、いただいたご意見等を大学経営に活かしていく旨の発言があった。

（５）２０２５（令和７）年度国立大学法人岡山大学経営協議会開催予定について

三村理事の指名により、竹内総務・企画部総務課長から、資料１１に基づき、次年度の経営協議会の開催日程について、報告があった。

３ その他

（１）次回開催日について

今回は、３月２６日（水）１５時００分から開催することとなった。

以 上